平成２６年（フ）第１０９８号
名古屋市緑区鳴子町２丁目100番地　中日ガス内、住民票上の住所名古屋市緑区松が根台78番地の２　ラビデンス松ケ根Ｎ館309号
債務者　徳永　一雄
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
栃木県小山市犬塚２丁目30番地２　フラワーレジデンススナカワＣ棟202号室
債務者　外澤　敏子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９５５号
札幌市南区石山２条６丁目１番７号　第５大洋コーポ201号
債務者　若狭　利夫
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高須　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４２号
盛岡市青山１丁目５番１号、旧住所岩手県滝沢市鵜飼向新田177番地３
債務者　川越　忠幸
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３６号
愛知県高浜市田戸町４丁目６番地60　ハイツ田戸305号室
債務者　布田　龍次
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
新潟県上越市昭和町１丁目11番12号
債務者　篠宮　孝人
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船崎　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１３４号
奈良県橿原市雲梯町855番地　グリーンパレス雲梯105号室、前住所岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目72番地５　ウィルコート101号室
債務者　久保田勝大
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
愛知県岡崎市大樹寺３丁目19番地１　フレスト岡崎大樹寺304
債務者　伊藤　江美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１３１号
奈良県大和高田市大字池田248番地２　福井住宅、前住所奈良県大和高田市大字大谷649番地
債務者　出口　昌弘
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
奈良県磯城郡川西町大字梅戸185番地
債務者　松下　里佳（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
奈良県橿原市雲梯町855番地　グリーンパレス雲梯105号室、前住所岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目72番地５　ウィルコート101号室
債務者　久保田恵里
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
函館市駒場町11番５―508号
債務者　小野　雅宜
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９５号
函館市田家町11番８―503号
債務者　立石　久子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９１号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改112番地
債務者　吉田　清地
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
愛知県高浜市論地町１丁目６番地12　シャオロン21―101号
債務者　筏谷　将弘
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
愛知県高浜市論地町１丁目６番地12　シャオロン21―101号
債務者　阿南　愛美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１７３号
大阪市淀川区西三国４丁目11番27号サニーレジデンス西三国Ｎｅｏ102号
債務者　山本　有紀
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部